

■Q&A

Q 1 デジタルノマド向けの在留資格「特定活動」では、日本での滞在中、どのような活動が許されるのですか。

A 1 デジタルノマド向けの在留資格「特定活動」では、日本での滞在中、以下の2つの活動を行うことができます。ただし、本邦の公私の機関（個人を含みます。）と、雇用契約や請負契約等を結んで行う就労活動は認められません。また、資格外活動も原則認められません。

- ① 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動（例：外国企業の従業員が、外国にある事業所での業務にリモートで従事する活動）
- ② 外国にある者に対し、情報通信技術を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動（本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除く。）（例：外国企業の経営者、外国企業や外国にいる者に役務提供する個人事業主が行う活動）

Q 2 デジタルノマド向けの在留資格「特定活動」で日本に滞在中、日本で知り合った人と契約を結んで新しい仕事を始めても良いのですか。

A 2 デジタルノマド向けの在留資格「特定活動」で本邦に滞在中に、本邦の公私の機関（個人を含みます。）と雇用契約や請負契約等を結んで就労することはできません。

Q 3 デジタルノマド向けの在留資格「特定活動」での滞在期間は、最長でどのくらい認められますか。滞在期間が経過した後、再びデジタルノマド向けの在留資格「特定活動」で日本に入国することはできないのですか。

A 3 デジタルノマド向けの在留資格「特定活動」で日本に滞在できる期間は、最長6か月間であり、在留期間の更新は認められません。

他方で、日本から出国後6か月が経過すれば、再びデジタルノマド向けの在留資格「特定活動」で日本に入国することができます。

Q 4 デジタルノマド向けの在留資格「特定活動」で日本に滞在中、国内の色々な街に移りながら生活したいのですが、そのために何か特別な手続は必要ですか。

A 4 特に手続は必要ありません。

Q 5 デジタルノマド向けの在留資格「特定活動」で日本に入国すると、在留カードは交付されますか。

A5 在留カードは、法令で定められた「中長期在留者」に交付されるものですが、デジタルノマドの在留資格で日本に滞在する人は「中長期在留者」には該当しないため、在留カードは交付されません。

Q6 デジタルノマド向けの在留資格「特定活動」で日本に入国した後、当該在留資格を有したまま日本から出国し、再び日本に戻ることはできますか。

A6 デジタルノマド向けの在留資格「特定活動」で滞在中に、在留期限の満了の日以前に再び入国する意図をもって一時的に出国しようとする場合は、「中長期在留者」と同様に、再入国許可又はみなし再入国許可による出国が可能であり、在留期限の満了日までに日本に戻れば、当該在留資格を維持することが可能です。

Q7 デジタルノマド向けの在留資格「特定活動」で日本に滞在した場合、所得税を納付する義務はありますか。

A7 デジタルノマドが日本国内において行う活動に伴い取得する報酬等について、多くの場合は日本での滞在期間が課税年度又は継続する12か月においても合計183日以下である等の租税条約上の要件を満たせば、日本において免税となります（要件は租税条約によって異なります。）。

※ 日本と各国との間の租税条約の内容については、以下のウェブサイトで確認してください。

https://www.mof.go.jp/english/policy/tax_policy/tax_conventions/tax_convention_list_en.html

Q8 本国で買ったパソコンやスマートフォンを日本に持ち込んで利用することができますか。

A8 Wi-Fi 端末や Bluetooth 端末を日本国内に自ら持ち込む場合、日本の技術基準適合証明等を取得し、「技術基準適合マーク」が表示されているものに限り、日本国内で使用することができます。

ただし、「技術基準適合マーク」が付されていない端末でも、日本の技術基準を満たしており、かつ、国際規格に合致（Wi-Fi ロゴや Bluetooth ロゴの表示があるもの）している機器の一部については、入国の日から90日以内に限り日本国内で使用することができます。

なお、90日を超えて当該機器を使用する場合は、日本の「技術基準適合マーク」が表示されている端末をご使用ください。

また、本国から持ち込んだ端末が日本の「技術基準適合マーク」のない機器であったとしても、例えば、その端末を日本でレンタルしたモバイル Wi-Fi 機器（技術基準適合マークがある機器に限ります。）に有線で接続するなど、当該端末自体が直接

電波を発しない状態であれば、入国後90日を超えても使用することができます。

詳細については、以下のウェブサイトを確認してください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/e/index.htm>

Q 9 「申請人個人の年収が1,000万円以上であること」という要件について、どのような場合に要件を満たすと言えますか。

A 9 原則として、直近の年収が1,000万円以上であることが必要ですが、例えば、昇給昇格により申請時点から将来にわたる年収が1,000万円以上となることが見込まれるような場合も要件を満たすものと認められます。

また、新規採用で契約年俸が1,000万円のようなケースは、申請時点から将来にわたる年収が1,000万円以上と見込まれると評価できます。

他方、個人事業主としてビジネス契約や売買契約を結んでいる場合については、契約金額ではなく、必要となる諸経費を差し引いた利益の金額をもって要件を評価することとなります。

そのほか、複数企業との契約がある場合など、複数の収入があり、かつ、それが安定的な収入と認められる場合に、合算して年収1,000万円以上と評価できるものであれば、要件を満たすと言えます。

Q 10 医療保険への加入を要件としている趣旨及び医療保険の補償項目について教えてください。

A 10 デジタルノマド向けの在留資格「特定活動」の方について、医療保険への加入を要件としている趣旨は、当該在留資格で日本に滞在する方は、上記A5のとおり「中長期在留者」に該当せず、日本の公的医療保険に加入できないことから、不測の事態にも適切に対処できるようにするためです。

補償項目については、本邦滞在中に死亡、負傷、疾病に罹患した場合が補償の対象となっている必要があります。具体的には、傷害・疾病については治療費用補償額が1,000万円以上であること、かつ、死亡については遺体輸送費又は死亡した場合の保険金支給が補償内容として含まれていることが必要です。なお、死亡に係る補償については、補償額の定めはありません。

Q 11 申請人が日本以外の国にいる場合、代理人による在留資格認定証明書交付申請はできますか。

A 11 デジタルノマド向けの在留資格「特定活動」については、企業から招へいされる場合などとは異なり、日本に在留資格認定証明書交付申請の代理人となる方がいないことから、申請人が日本以外の国にいる場合は、滞在地の大使館又は領事館で直接査証申請を行ってください。